

配偶者からの暴力被害者の相談、一時保護等の体制整備について

一時保護等の円滑な実施 ～婦人相談所等における支援～

- ・休日及び夜間相談体制の強化
婦人相談所に電話相談員(非常勤)を配置し、
休日・夜間の相談体制の強化を図る。
- ・一時保護委託制度の実施
一定の基準を満たす民間シェルター、公的シェル
ターへの一時保護委託制度を実施し、被害者の
保護充実を図る。
- ・婦人相談所の保育備品の整備※
同伴する乳幼児のための保育備品を整備し、
相談環境を整える。
- ・心理療法担当職員の配置
被害者の心のケア対策として、婦人相談所及
び婦人保護施設(25か所)に心理担当職員を配
置する。

自立に向けた支援 ～母子生活支援施設等における支援～

- ・母子生活支援施設における広域入所の促進
他の都道府県等への広域入所が必要となる場合
に、受け入れに必要な経費を支弁し、広域緊急入
所の円滑な実施を図る。(94か所)
- ・母子生活支援施設の夜間警備体制の拡充
夫等の暴力から逃れて入所している母子等の安
全確保のための夜間警備体制を充実する。(47
か所→60か所)
- ・母子生活支援施設における心理療法担当職員の
配置
母子生活支援施設に心理担当職員を配置し、夫
等からの暴力を受けた母子の心のケアを実施。
(86か所)
- ・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設
の実施※
- ・早期の自立が見込まれる母子について、地域
社会の中の小規模な施設で生活することによっ
て自立を促進する。(16か所)
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施※
都道府県、指定都市、中核市において母子家
庭の母等に対して就業相談、就業支援講習会、
就業情報の提供など一貫した就業サービスを
実施する。母子生活支援施設を拠点として生活
支援サービスの提供を行い、母子生活支援施
設退所後の地域生活を支援する。(95か所)